



内季節を感じられる曲の演奏など
期5月27日(日)11時~11時50分
①~④共 料無料 申不要 問親
子つどいの広場226-5539



気になることを聞いてみませんか

親ものんびりリフレッシュ~ハンドマッサージ

対未就学児の親 期5月29日(火)10時30分~11時30分 定10人(超えたら抽選) 料500円(オイル代)
申直接か電話、ファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号、託児(生後2カ月~未就学児)希望者は子どもの氏名、年齢(月齢)を5月20日(必着)までに〒892-0827中町4-13親子つどいの広場226-5539 (FAX226-0655)へ ※参加決定者へのみ連絡します

親子ふれあい水泳教室

対市内に住む3歳~5歳の子どもの保護者(2人1組) 期6月1日~29日の毎週水・金曜日15時~16時(6・8・20日を除く。全6回) 所鴨池公園水泳プール 定30組(超えたら抽選。年長の子どもの優先) 料無料(スポーツ保険料1人300円が必要) 申往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、5月17日(必着)までに〒890-0063鴨池二丁目31-3スイムシティ鹿児島「親子ふれあい水泳教室」係251-1288へ

申請・お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

①児童扶養手当

対離婚、死亡、未婚などで父親が母親がいないか、父親か母親が重度障害者であるなどの児童(18歳以下か一定の障害状態にある20歳未満)を監護している父親が母親、その児童を養育している人(公的年金を受給している人を除く)

②特別児童扶養手当

対精神や身体に重度・中度の障害のある20歳未満の児童を養育している人

①②共 ◇児童が児童福祉施設に入所中のときを除く ◇申請が認定されると、申請の翌月分からの手当が支給されます ※所得制限あり 問こども福祉課216-1260、各支所の福祉課・保健福祉課

母子・父子家庭などへの医療費助成

対母子・父子家庭の児童とその親、父母がいない児童 ※所得制限あり ◇児童は18歳になる日以後の最初の3月31日までの人が一定の障害のある20歳未満の人 問こども福祉課216-1261、各支所

の福祉課、保健福祉課

産後ケア事業

内助産所入所による母体管理の指導、授乳やもく浴などの指導

対出産後、身近に世話をしてくれる人がいないなど、産後の体調や育児に不安のある人 ◇入所期間...

出産した施設を退院後7日以内 料1日9000円(市民税非課税世帯の人は3300円、生活保護世帯の人は無料) 問保健予防課258-2357

ご相談ください

乳幼児相談窓口

内保健師や

心理相談員による子育て相談や保健福祉サービスなどに関する情報提供 期毎週月~金曜日9時~17時(祝日を除く) 問乳幼児相談窓口258-2321(保健所代表)



育児支援家庭訪問事業

◇おおむね1歳未満の乳児を養育中で、育児に不安を抱えている人を対象に支援員が家庭訪問を行い、

相談などに応じます ◇支援を受けるためには申請が必要 ※1歳以上の児童でも対象となるときがあります 問こども福祉課216-1260

育児相談

内保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による育児相談や子どもの身体測定(身長・体重)、育児サークルの紹介など 対乳幼児とその保護者 問各保健センター・保健福祉課

親子向け講座・イベント

親子で楽しむなかまっこのイベント

①誕生会

内5月生まれのお友達をみんなでお祝い。冠やカードをプレゼントします 期5月8日(火)11時~11時50分 ※受け付けは10時~

②管理栄養士と気軽に語ろうかい

内離乳食やアレルギー食などなんでも聞いてみませんか 期5月11日(金)10時30分~11時30分

③助産師と気軽に語ろうかい

内授乳・卒乳についてなど何でも聞いてみませんか 期5月16日(水)10時30分~11時30分

④音楽の広場

子育てや家庭問題などの相談窓口

窓口	内容	場所・電話番号
家庭児童相談	児童の性格や生活習慣、家族関係など	こどもと女性の相談室 市役所本館1階 216-1262
		谷山福祉部福祉課 谷山支所1階 269-8473
女性相談	家庭問題や女性の生活上の悩みなど	こどもと女性の相談室 市役所本館1階 216-1263 谷山福祉部福祉課 谷山支所1階 269-8473
母子自立支援相談	母子寡婦福祉資金貸付相談、母子・寡婦家庭の就労相談など	こどもと女性の相談室 市役所本館1階 216-1264
		谷山福祉部福祉課 谷山支所1階 269-8473

◇相談時間 ①こどもと女性の相談室...月曜日~金曜日の8時30分~17時15分、②谷山福祉部福祉課...月曜日~金曜日の9時15分~16時

麻しん・風しんの予防接種

◇対象

1期	生後12カ月以上24カ月未満
2期	平成18年4月2日~平成19年4月1日生まれの人
3期補足	平成11年4月2日~平成12年4月1日生まれの人(中学1年生相当年齢)
4期補足	平成6年4月2日~平成7年4月1日生まれの人(高校3年生相当年齢)

◇第3期補足と第4期補足は、麻しん対策強化のため平成20年4月から5年間の期限付きで実施されています
◇第3期補足(中学年生)の予診票は学校から配布します



◇接種期限 来年3月31日 ※期限を過ぎると自己負担での任意接種になります。体調が良いときにできるだけ早く接種しましょう

◇接種場所 委託医療機関 問保健予防課258-2358

児童手当

対中学校修了前まで(満15歳以後の最初の3月31日)の児童 ※本年6月分から所得制限があります

◇支給額 児童1人につき

所得制限額未満のとき	3歳未満	月額1万5000円(一律)
	3歳以上小学校修了前	月額1万円(第3子以降は1万5000円)
	中学生	月額1万円(一律)
所得制限額以上のとき		月額5000円(一律)

◇今年4月の制度改正に伴う申請手続きは必要ありません。ただし、支給が差し止められていた人は申請が必要です
◇6月が更新月になります。現在受給中の人には6月初旬に現況届を送付します
◇転入や出生のときは15日以内に窓口での手続きが必要です ※申請認定後、申請の翌月分から支給
◇公務員は勤務先での手続きになります
◇2月分~5月分の振込日は6月5日(火)です

昨年10月の制度改正による申請をしていない人は、急いで申請してください



こんなときにはすぐに届け出を
◇児童と別居することになったときや別居している児童の住所が変わったとき
◇離婚や拘禁などで、児童を養育しなくなったとき
◇受給者が市外に転出するときや公務員になったときなど

問こども福祉課216-1261、各支所の福祉課、保健福祉課